

いの町農業委員会議事録

日 時 令和3年12月27日(月) 16時15分～17時15分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 12名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	欠
2	井上 繁利	出		森田 弘志	出
3	筒井 延代	出		小松 保喜	一
4	尾崎 一章	出		山中 久光	一
5	大原 美智子	欠		氏原 憲明	欠
6	和田 光正	出		西野内 國廣	一
7	池澤 秀幸	出		日野 直宏	
8	森田 健一	出		中岡 弘明	出
9	水田 亮	出		山本 武巧	欠
10	刈谷 真幸	出		水田 博章	出
11	伊東 豊江	欠		山岡 孝志	出

農業委員会事務局 3名

吾北分室	公文 奏瑠
本川分室	石川 晃
書記	大川 智史

議 題

- 第56号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第57号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第58号議案 非農地証明願について
第59号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について

《開会の挨拶》

議 長 第56号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

公 文 本日は氏原委員が欠席されておりますので私の方から説明させてい

たきます。場所は吾北総合支所から土佐町の方へ5分ほど行ったところにある譲受人の家の近くです。12月20日に氏原委員と現地確認に行きました。たらが植わっていてきちんと管理されているので問題はないとお伺いしております。

大 川 受付35・36については山本委員が欠席されておりますので私の方から説明させていただきます。12月23日に山本委員と現地確認に行ってきました。耕作放棄されているところではありますが草がちょっと生えているくらいですので開墾するのは難しくないのではないかとのことでした。譲受人はソーラーパネルを立ててその支柱の下で農業をするという計画を立てているようです。一時転用が必要になってくるのですがそれは後ほど申請するとのこと。このソーラーシェアリングですが転用するのに振興センターの意見書が必要でにんにくを作るという計画としては問題ないということで意見は貰っているそうです。気になるのは三カ所のうち2箇所が浸水するところで申請者は対策を立てるのですが山本委員はそこを心配されておりました。それは転用計画のときにまた詰めていく必要があるかも知れません。

森 田 どのようなソーラーパネルが立つんでしょうか。支柱の高さは？

大 川 まだ計画は出ていないのですが下で作業をするので2mとかそんな高さになると思っています。

森 田 それが分からないと下でにんにくを作ると言われてもどうなるか分からないじゃないですか。本当に農業をするつもりなんでしょう。

大 川 ソーラーシェアリングと言って支柱を立ててその下で営農するという、エネルギー庁が推奨している方法ではあります。実際にそれができるかどうかは難しいところではあるとも聞いています。

森 田 太陽光パネルの形や設計図を一緒に添付して貰うことはできないんでしょうか。支柱が何本あるとか、その範囲であるとか。

大 川 転用のときに出てくるものなので出せない話ではないはずですが今日はないです。

森 田 それだと良いとも悪いとも言えないです。判断しかねる。よくあるのは営農をやめてパネルだけが残ってしまうこと。20年先には産廃問題が出てくるのでそのまま放置されても困りますね。

大 川 実際、違反転用状態になってしまう事例があるようです。太陽光の転用は三年で更新する必要があるのですが、更新されずに終わって、そのまま放置されているものがあるとお聞きしております。

森 田 いの町としては図面を一緒に付けて貰うことはできないのですか？

大 川 できます。今回はまだ具体的なものが出てきていなかったもので。

森 田 それだと審議ができません。

筒 井 ソーラーパネルの下で作れる作物、作ってはいけない作物があるんですか？

大 川 特にないとは思いますが。ただ収穫量が地域の平均の8割に達しないと三年後の更新のときに不許可になります。果樹などは難しいんじゃないでしょうか。

尾崎 　これは三年三作は関係ないんですか？

大川 　先ほど説明した通り三年間で一定の収量を上げないと一時転用の許可が切れますので許可後三年は耕作する必要はあります。

尾崎 　転用しても下で耕作しているので構わないということ？

大川 　そういうことです。

森田 　三年後に不許可になったとき撤去させることはできるんですか？

大川 　求めることはできるはずです。

森田 　実際には？

大川 　県がどこまで指導するかによりますね。三年後に継続できなければ違反転用状態になるので罰則や原状回復命令を出すことはできます。

　では今回は保留にして、追加で資料を貰うようにしましょうか？

井上 　さきほど農業振興センターの話が出ましたが、振興センターから意見を貰うようにしてはどうでしょう？

大川 　そうですね。振興センターは本人と直接話をしていて営農計画自体は問題ないということで答えを返しているみたいです。

森田（浩） 　二か所は水に浸かるという話でしたけど、水に浸かる場所でにんにくなんかできますか？

大川 　できないと思います。何か対策をするということは仰っているんですが…。

井上 　にんにくは秋から春にかけてなので大雨はそんなにはないと思いますけど。

和田 　周囲の人に同意は貰えるんでしょうか？

大川 　それは次の転用申請の時の話ですね。

　では転用申請が出てきてから一緒に審議するという事で一旦保留にしましょうか？

山岡 　初めてのことでですから慎重にやったほうが良いでしょうね。

森田 　そもそもこのひとは農業をしてるんですか？

刈谷 　五台山で180日程営農しているみたいですけど、米だけで食べているはずないので専業農家ではないですね。

石川 　申請ごとに考える必要があるんじゃないでしょうか。これは飽くまで売買の案件でしょう？ 太陽光設備を設置しなければ普通に許可は下りますよね。これはこれだけで判断するしかないんじゃないですか？

議長 　確かに今回は売買のみですが転用して太陽光パネルを設置することが現実に分かっているわけですから。もっと詳しい資料を貰うことにして今回は保留にしたかどうかという意見が出ておりますがいかがでしょうか。では受付33について許可することに異議はございませんか？

全員 　異議なし。

議長 　受付34・35については保留にして、太陽光パネルの設置に関する詳細な資料を提出して貰うということで異議はないでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしということで第56号議案については、受付33は許可、受付34・35は保留にしたいと思います。どうして保留になったのか訊かれると思いますので駄目というわけではないが詳しい資料を貰う必要があると説明してください。続きまして第57号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

大 川 山本委員が欠席されておりますので引き続き事務局から説明させていただきます。場所は八田の集落の中にある農地です。写真にある通り既に一部砂利を敷いて転用されている状態ですので始末書を付けて貰っています。申請地の道路を挟んで東側に借人の方のお母さんが住まわれているようで、そこで息子さん夫婦と一緒に住むようになり、自動車を停めるようにしたり、来客や仕事の車を止めたりするようです。半分ほどそうやって駐車場に使い、もう半分は農地として残すとのことです。

議 長 第57号議案につきまして関係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第57号議案については許可したいと思います。続きまして第58号議案非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

大 川 尾崎委員が欠席されておりますので引き続き事務局から説明させていただきます。場所は、中追溪谷を上がっていったところに去山という集落があるのですが、その集落から川を挟んですぐ前にある農地です。現地は既に藪になっていて、柿の木らしきものはありましたが農地として耕作することは不可能でしょうという意見を頂いております。

議 長 第58号議案につきまして関係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第58号議案については証明したいと思います。続きまして第59号議案については刈谷委員に關係する案件ですので、刈谷委員は退席をお願いいたします。

《刈谷委員退席》

議 長 事務局から説明をお願いします

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。關係委員の発言を求めます。

中 岡 受付94-1について説明します。12月23日に事務局の大川さんと現地を確認しました。場所は大内の南の谷というところで、伊野高岡線から西の方へ1kmほど入った農地となります。綺麗に耕されておりますし、この近くで野菜なんかを作っている方みたいですので別に問題ないと思います。

水 田 受付94-2について説明します。現地は西バイパスのトンネルの北側に惣四郎という農道がありまして、それを北に上がっていくところに畑があります。赤土の良い畑ですので何も問題ありません。受付94-3については伊野ICのすぐ近くの伊藤鉄工所の前あたりの畑です。何も問題ありません。

森田(浩) 受付94-4について説明します。現在は稲を作っていて、生姜も作っていますので問題ありません。受付94-5も生姜を植えられていますので何も問題ありません。場所は伊野中学校の東側で宇治川の北側になります。問題はないと思われます。

議 長 第59号議案につきまして關係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第59号議案については適當であると認め答申したいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 4 年 / 月 28 日

会長

北川 善雄

署名委員

刈谷 真幸

署名委員

水田 亮